

大田区スポーツ情報紙制作業務委託事業者募集要領

第1 募集の趣旨・概要

1 募集の趣旨

大田区（以下「区」という。）では、スポーツ実施率（週1回以上スポーツを実施する区民の割合）の向上を図るため、誰もが気軽に身近な場所で実践できる運動などを紹介する情報紙及び動画を作成し、広く周知を図ります。

以上のことを踏まえ、当該情報紙及び動画の作成にあたり、専門的な知識・ノウハウを要することから、当該業務に適する事業者を募集します。

2 情報紙及び動画コンセプト

- （1）スポーツ実施率の低い働き盛り・子育て世代をメインターゲットとし、自宅や職場での空き時間で手軽にできる軽運動（ストレッチ等）を写真解説付きの紙面及び動画で紹介し、体を動かすことの習慣化につなげます。
- （2）食、健康、エンターテインメント情報などを含め、スポーツに関心が低い層にも読んでもらえる内容とします。
- （3）区役所内の部署と連携し、はねびょん健康ポイントとの連動、生活習慣病・フレイル予防等健康づくりに関する啓発を行います。
- （4）区にゆかりのあるアスリート、競技団体、スポーツイベント等を紹介し、スポーツへの興味・関心を高める内容とします。
- （5）情報紙配布・動画配信によるスポーツ継続実施の増加率などの検証を行い、次号以降の内容に反映させます。

3 委託する業務の内容

別紙「大田区スポーツ情報紙制作業務委託仕様書案」のとおり

4 選定方式

公募型プロポーザル方式

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 予算額

5,852,000円（内消費税532,000円）

7 公募・選定スケジュール（予定）

募集要領等の公表（大田区HP）	令和7年4月18日（金）
募集内容に関する質問受付期限	令和7年4月28日（月）17時

質問への回答	令和7年5月上旬
参加申込書の提出期限	令和7年5月16日（金）17時
応募書類の提出期限	令和7年5月23日（金）17時
書類審査（一次審査）	令和7年5月下旬
書類審査結果通知発送	審査終了後、速やかに
プレゼンテーション・ヒアリング審査（二次審査）	令和7年6月中旬
選定結果通知発送	令和7年6月中旬
結果公表（大田区HP）	令和7年6月下旬

※スケジュールは変更する場合があります。

第2 応募について

1 令和7年4月1日現在、次の要件を全て満たす事業者が本公募に応募することができます。

- （1）他の公的団体等で本業務に類似した実績を有すること。
- （2）十分な業務体制を有し、迅速かつ具体的な協議及び連絡調整が可能であること。
- （3）自社で情報紙の企画、編集等の機能を有していること。
- （4）スポーツや健康について記事の監修ができる提案が可能であること。
- （5）アンケート・動画視聴数等から情報の拡散状況及び効果を検証し、次号以降の紙面・動画の改善が可能であること。
- （6）アンケート等で得た個人情報の取扱いについて、適切な個人情報管理体制が整備されていること。
- （7）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （8）区、国及び他の自治体から入札参加資格指名停止措置を受けていないこと。
- （9）直近1年間の国税、地方税を滞納していないこと。
- （10）会社更生法又は民事再生法に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- （11）大田区暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団（暴力団関係者を含む。）でないこと。

2 応募方法

（1）参加申込書の提出

ア 提出書類 以下各1部

- （ア）参加申込書（様式1）
- （イ）類似業務実績一覧表（様式2）
- （ウ）法人の概要（様式3）
- （エ）法人登記簿謄本
- （オ）定款
- （カ）国税、地方税の各納税証明書
- （キ）法人の財務状況に関する書類

※

(財産目録、損益計算書、貸借対照表、貸金収支計算書、
事業活動収支計算書等。決算資料一式も可)

※(エ)～(キ)は、直近の写しでも可。また、東京電子自治体共同運営電子保守調達サービスの入札参加資格が大田区にある事業者は、(エ)～(キ)に代えて同サービス資格審査申請受付票の写しでも可。

イ 提出方法

以下のアドレスに電子メールにて送付してください。

sports-info@city.ota.tokyo.jp

※メール送信後、スポーツ推進課に受信確認の電話をしてください。

電話番号 03 (5744) 1441

ウ 提出期限

令和7年5月16日(金)17時必着

(2) 応募書類の提出

以下の書類を提出してください。

提出書類	自社名、ロゴマーク、代表者名等	会社印	提出部数	
企画提案書(正本)	あり	あり	1部	合わせて1冊の形状とし、左上をクリップで留めたものを提出(製本・ステープル留め等不可)
企画提案書(副本)	なし	なし	12部	
見積書(正本)	あり	あり	1部	様式4又は各社の様式(内訳を明記)
見積書(副本)	なし	なし	12部	
電子記録媒体	あり	あり	1部	企画提案書及び見積書

ア 企画提案書の作成要領及び留意事項

企画提案書は、以下の項目番号順に作成し、項目番号を提案書右上に記載してください。

項目番号	項目	記載すべき事項
1	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取組方針	・本業務の受託に係る基本的な考え方 ・目的達成に向けた取組方針
2	類似業務実績	・類似業務実績一覧表(様式2)記載の実績のうち、参考となる一例の概要と、本業務に活かせるノウハウ

		・上記の成果物の写し（提供できる場合）
3	業務執行体制	・本業務の実施に対する社内の体制図 ※スポーツ関連部署、専門スタッフがいれば明記 ・情報紙制作のための、社外の協力関係（撮影・原稿作成・監修など）
4	業務スケジュール	制作までの具体的なスケジュール案（区との打合せ、作成、監修、印刷など）
5	経費	・仕様書に沿った価格提示 ・コスト低減のための工夫
6	情報紙・動画の企画及び構成	・各号ごとの制作の視点及びメインテーマ案 ・掲載するコンテンツ案 ・その他企画、コラムなどのテーマ案 ・紙面イメージ（図や写真があれば入れる） ・YouTube サムネイルイメージ案 ・より多くの区民に見てもらえる確率を高める工夫 ・読者にスポーツ実施を促すインセンティブ案
7	情報紙の配布方法、動画の配信方法	・情報紙が広く行き渡るための配布、設置先案 ・多くの人に視聴してもらえる動画配信、PR 方法案
8	効果検証	・情報紙配布による効果を検証する手法案 ・動画視聴数を分析、次回の動画配信につなげる手法案
9	独自提案	目的やコンセプトをふまえた独自の提案

- ・サイズは、日本工業規格 A 4 横型とし、任意書式にて作成すること。
- ・表紙及び目次を含め 16 ページ以内（両面使用は 2 ページとして扱う。）で作成すること。
- ・作製される情報紙のイメージが理解できるよう、図などを用い、わかりやすく作成すること。
- ・動画がイメージできるよう、写真やイメージ図等を用いて分かりやすく記載すること。
- ・副本は、**審査資料として用いるため、提案者を特定できる表示はしないこと。**

イ 見積書作成に係る留意事項

- ・大田区長宛であること。
- ・正本については代表者印を押印すること。
- ・企画、編集、撮影、デザイン、監修、印刷、加工など内訳を明記すること。
- ・合計金額は、第 1 の 6 の予算内とすること。
- ・合計金額は税抜金額及び消費税額を記載すること。

- (3) 提出場所及び受付時間※事前に電話で日時を予約すること。

大田区地域未来創造部 スポーツ推進課窓口

電話番号 03 (5744) 1441

受付時間 午前9時から正午まで、午後1時から5時まで(土・日・祝日を除く。)

- (4) 書類作成・応募にあたっての留意点

ア 応募に必要な費用は事業者の負担となります。

イ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 提出した企画書の内容の変更及び追加はできません。

エ 申込書提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出してください。

- (5) 提出期限

令和7年5月23日(金)17時必着

3 質問受付

- (1) 質問方法

本公募について、質問事項がある場合は、募集に関する質問票(様式6)に記入の上、次の送信先に電子メールにて送信してください(当該質問票によらない場合及び電子メール以外の方法による場合は、受け付けません。)

- (2) 送信先

以下のアドレスに電子メールにて送付してください。

sports-info@city.ota.tokyo.jp

※メール送信後、スポーツ推進課に受信確認の電話をしてください。

電話番号 03 (5744) 1441

(件名は「【質問票】大田区スポーツ情報紙制作業務委託公募」としてください。)

- (3) 締切日時

令和7年4月28日(月)17時必着

- (4) 留意事項

ア 質問は、項目ごとに質問票を1枚使用し、簡潔に記入してください。

イ メール送信後に送信確認のため、区担当者宛に電話にて連絡してください。

ウ 本公募と直接関係がない質問については、回答しません。またそれに対する問合せには、一切お答えいたしません。

- (5) 質問に対する回答

区のホームページにて一括して回答します。

回答予定日は令和7年5月上旬です。個別の回答は行いません。

第3 選定について

1 選定方法

選定にあたり、大田区スポーツ情報紙制作業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員

会」という。)を設置し、次のとおり選定します。

(1) 書類審査(一次審査)

参加資格を有する事業者の中から提案書類を審査し、一定水準以上に達している事業者を選定します。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査(二次審査)

書類審査を通過した事業者に対し、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

※日時など詳細については、別途文書にて通知します。

(3) 留意事項

ア 二次審査の説明は、提出した企画提案書のみ使用できます。追加資料の提出はできません。

イ 説明は、事業責任者及び担当者合わせて3名以内でお願いします。

ウ 二次審査においては、事業者を特定できる内容の発言はできません。

エ 二次審査の傍聴はできません。

2 選定結果の通知・公表

(1) 選定委員会において企画提案内容を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者(以下「候補者」という。)及び次点を選定します。

(2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知します。なお、選定結果内容についての質問は受け付けません。

(3) 大田区ホームページにおいても選定結果を公表します。

3 契約の手続

候補者と業務の詳細について協議を行い、契約手続きを行います。

4 失格及び候補除外

応募した事業者又はその関係者が、次のいずれかに該当した場合は、当該選定委員会においてその応募を失格とし、候補者となっている場合はその対象から除外することがあります。

(1) 第2の1の応募要件を満たさなくなった場合

(2) 受付期間内に提出書類が全て提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合

(5) 本公募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接的に本公募関係者と接触をもった場合

第4 その他留意事項

(1) 本事業を受託した事業者(以下「受託事業者」という。)は、個人情報及び機密情

報の取扱いに関する付帯条項を遵守し、安定した質の高い業務を遂行すること。

- (2) 本委託事業による成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て区に帰属する。
- (3) 受託事業者は、事業開始後、受託事業者の責めに帰すべき事由により、区又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- (4) 本募集要領に定めのない事項については、区の指示によること。

事 務 局

所在地 郵便番号 144－8621

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区地域未来創造部 スポーツ推進課

電 話 03－5744－1441